

野村学芸財団助成金選定要項

財団法人 野村学芸財団

◇財団法人 野村学芸財団の目的

この法人は、経済的理由により修学が困難な事情にある優秀な学生・生徒に対し、奨学援助を行い、もって社会有用の人材を育成し、あわせて学術および芸術の研究を助成し、わが国の教育の発展と世界文化の進展に資することを目的とする。

◇助成金贈呈の基本方針

1. この助成金は、人文科学・芸術・自然科学に関する貴重な価値を有する研究ないし業績に対して贈呈する。選択に当たっては、従来比較的留意されなかった部門に対して特に力を置き配分することを旨とする。
その一般的原則は、人文科学・芸術・自然科学の順位に従って優先させ、自然科学については応用よりも基礎研究並びに理論研究を優先させることとする。
2. この助成金の贈呈に当たっては国籍を問わず日本人にも外国人にも与えることとする。

◇助成金贈呈の対象

学術研究者・芸術の従事者にたいする助成について本財団は下記の条項に該当するものを選考の対象とする。

- (1) 東西の学術・芸術の交流に貢献する研究ないし業績。
- (2) 人文諸科学の分野においては、比較学的視角ないし方法に基づき世界各国の文化の歴史的個性につき理解を深めるのに寄与する研究。
- (3) 芸術の分野においては音楽を主とする。

- (4) 自然科学の分野においては、実験的ないし理論的方法に基づき自然現象の法則性について理解を深めるのに寄与する基礎研究。
- (5) 東西文化の理解を深めるのに基礎的に必要な教育法と教育制度。
- (6) 博士課程後期の在籍者で (1) から (5) のような研究の緒に就いている者については奨学研究一時金の対象とする。

◇助成金贈呈の選定手続

1. この助成金贈呈の対象を選定するに当たっては別に設ける選考委員会にその選定を依頼する。
2. 選考委員会は原則として2月および5月下旬に開催し、出願書類を検討の上、所定の手続きに基づき、助成金贈呈の対象となる研究または業績を決定する。
3. 選考委員会は所定の申請書用紙に記入された事項以外に必要な応じて詳細な資料の提供を依頼することがある。

◇助成金額および発表

1. 助成金の贈呈対象は原則として毎年15件、奨学研究一時金は2-3件程度とする。
2. 1件当たり研究助成金20万円内外、奨学研究一時金20万円内外とする。
3. 選考結果を3月および6月中旬に発表する。

※ 申請書および申請に関しては下記事務所までお問い合わせ下さい。

財団法人 野村学芸財団事務局

〒168-0071 東京都杉並区高井戸西1-11-9

TEL・FAX 03-3334-7186

(事務取扱時間 月曜日～木曜日 午前10時30分～午後4時)

以 上